

新旧対照表〔2024年4月1日実施〕

■ ダブルセットポイントで割引規約（ほくでんガス for au）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>第5条（ポイントの付与）</p> <p>当社は、前条に従って本件契約が成立しており、かつ当社が本ポイントを付与する日の属する月の前月の末日において、当社との間で本件契約を締結した者（以下「本件契約者」といいます。）のガスサービスと au でんきサービスまたはでんきサービスに関する料金その他の債務が一括して請求される状態となっている場合には、当社は、第3項以降の各項の定めに従って、ガスサービスに係る「標準約款」又は「契約要綱」に定める算定期間における本件ガス料金（原料費調整額を除く。以下、「本件対象金額」といいます。なお、本件ガス料金と一体として請求されるかけつけプラス利用規約及びあんしん警報器プラス利用規約に定める利用料金は本件対象金額には含まれません。）に、3%を乗じることにより得られた金額1円に対し1ポイントの本ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）を付与します。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。また、本件付与ポイントの付与は、本件契約の成立日が属する月の翌月以降に請求する本件ガス料金について行います。</p> <p>（略）</p> <p>5 「標準約款」16（使用量の算定）(1)に定める精算が発生する場合、第1項の定めにかかわらず、本件対象金額に精算額（原料費調整額を含む）を加えた金額（ただし、当該精算等にかかるガス量の見直し等により、ガス料金の算定期間における使用量が減少した場合、本件対象金額から精算額（原料費調整額を含む）を控除した金額とします。以下本項において同じとします。）に、3%を乗じることにより得られた金額1円に対し1ポイントの本ポイントを付与するものとします。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。ただし、本件対象金額に精算額（原料費調整額を含む）を加えた金額が1円未満の場合は、本ポイントは付与しないものとします。</p>	<p>第5条（ポイントの付与）</p> <p>当社は、前条に従って本件契約が成立しており、かつ当社が本ポイントを付与する日の属する月の前月の末日において、当社との間で本件契約を締結した者（以下「本件契約者」といいます。）のガスサービスと au でんきサービスまたはでんきサービスに関する料金その他の債務が一括して請求される状態となっている場合には、当社は、第3項以降の各項の定めに従って、ガスサービスに係る「標準約款」又は「契約要綱」に定める算定期間における本件ガス料金（原料費調整額を除く。以下、「本件対象金額」といいます。なお、本件ガス料金と一体として請求されるかけつけプラス利用規約及びあんしん警報器プラス利用規約に定める利用料金は本件対象金額には含まれません。）に、還元率 5%を乗じることにより得られた金額1円に対し1ポイントの本ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）を付与します。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。また、本件付与ポイントの付与は、本件契約の成立日が属する月の翌月以降に請求する本件ガス料金について行います。</p> <p>（略）</p> <p>5 「標準約款」16（使用量の算定）(1)に定める精算が発生する場合、第1項の定めにかかわらず、本件対象金額に精算額（原料費調整額を含む）を加えた金額（ただし、当該精算等にかかるガス量の見直し等により、ガス料金の算定期間における使用量が減少した場合、本件対象金額から精算額（原料費調整額を含む）を控除した金額とします。以下本項において同じとします。）に、還元率 5%を乗じることにより得られた金額1円に対し1ポイントの本ポイントを付与するものとします。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。ただし、本件対象金額に精算額（原料費調整額を含む）を加えた金額が1円未満の場合は、本ポイントは付与しないものとします。</p>

附則

1.実施期日

本規約は、2022年12月1日から実施します。

附則

1.実施期日

本規約は、2024年4月1日から実施します。

2.本規約の実施にともなう切替措置

第5条（ポイントの付与）1および5に定める還元率は、2024年4月の検針日以降に使用されるガスに対して請求する本件ガス料金に適用するものとし、2024年4月の検針日の前日までに使用されるガスに対して請求する本件ガス料金に適用する還元率は、第5条（ポイントの付与）1および5にかかわらず、3%といたします。